

〔栃木県〕 イベントにおける対象者全員検査に関するQ&A

令和4年5月23日時点

No.	分類	質問	回答
1	全般	対象者に対する全員検査（以下、対象者全員検査）とはどのような制度ですか。	「対象者全員検査」とは、緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の下において、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動制限の緩和を可能とするものです。
2	全般	どのような場合にイベントの対象者全員検査の登録が必要ですか。	緊急事態措置区域において、収容人数の上限（1万人）を緩和し、収容定員までとする場合に登録が必要です。
3	全般	行政が主催するイベントについても対象になりますか。 （例）主催や実行委員会形式等により行政が関わる地域のイベント（祭りやマラソン大会等）	行政主催であっても対象となります。
4	全般	登録すれば、行動制限の緩和は確実に受けられますか。	感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。
5	全般	登録すれば、大声をだすイベントも開催できますか。	登録に際しては、「大声なし」の担保が前提です。「大声なし」で開催できるよう対策を講じる必要があります。
6	全般	緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域ではないが、1万人を超えるイベントについて対象者全員検査やワクチン・検査パッケージ制度（VTP制度）を活用することはできますか。	地域の感染の広がりが無い中では、対象者全員検査による緩和の対象とはなりません。人数制限の緩和とは関係なく、事業者が自社の提供するサービス等について利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは自由であり、特段の制限はありません。自主的な取組として実施する場合の詳細は内閣官房のサイトに掲載の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」を御確認ください。
7	全般	事業者が対象者全員検査の要件に反した（入場時に検査結果を確認しない等）場合、どのような対応がとられますか。	これまでも、感染防止策の不徹底等の問題が発生した場合は、当該イベントの主催者等に対し、収容率100%でのイベント開催の自粛等を要請することとしています。「検査結果を確認しない」など対象者全員検査等の要件に反した場合の対応についても同様の対応とします。また、制度要件に反した事業者の情報について、関係府省庁及び各都道府県間で共有します。
8	登録	登録を希望する場合、申請書等を提出する必要がありますか。	「感染防止安全計画」に「対象者全員検査に関する実施計画」（検査方法、陰性の検査結果の確認方法等）を記載し、県所管課の確認を受けることで登録できます。別途、申請書等を提出する必要はありません。
9	登録	いつまでに登録を済ませる必要がありますか。	県での確認作業等に一定の時間を要することから、原則、イベント開催又はチケット販売の2週間前までに「感染防止安全計画」の提出をお願いします。

No.	分類	質問	回答
10	登録	感染防止安全計画の提出を要しないイベント（参加人数5,000人以下）が登録することはできますか。	感染防止安全計画の提出を要しないイベントは、対象者全員検査の適用が想定されないため、登録できません。 なお、対象者全員検査等適用の有無に関わらず、5,000人超かつ収容率50%超（緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は5,000人超）のイベントについては感染防止安全計画の策定・提出が必要です。
11	登録	県外に所在するイベント主催者が県内施設でイベントを実施する場合、どこに登録すればよいですか。	イベントの開催地で判断してください。イベント開催施設が県内にあれば、栃木県へ登録してください。
12	登録	登録完了はどのように確認できますか。	確認依頼を受けた県所管課からの確認結果の回答をもって登録とします。規模や内容により確認に要する期間は異なりますので、確認を依頼している県所管課にお問い合わせください。 なお、登録を受けたイベントについては、県ホームページで公表します。
13	登録	登録をした後に辞退することはできますか。	参加人数を制限するなどして、人数上限の緩和が不要となった場合、辞退いただくことは可能です。その場合、登録を取り消す手続きを行うため確認を依頼した県所管課へ連絡してください。
14	検査結果等の確認	検査結果を確認する場合、どのように確認すればよいですか。	次の点について確認してください。 ①検査結果が陰性であること②検査結果が有効期限内であること③提示された検査結果通知書が本人のものであること（身分証明書等との突合により確認）
15	検査結果等の確認	検査結果の有効期限はいつまでですか。	PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）の有効期限は、検体採取日（検体採取日が不明の場合は検査日）の3日後まで 例：検体採取日が12/1の場合、12/4まで有効 抗原定性検査の場合、検体採取日（検査日）の翌日まで 例：検体採取日が12/1の場合、12/2まで有効
16	検査結果等の確認	検査結果は、書類の原本の提示が必要ですか。	検査結果等を撮影した画像や写しにより確認することも可能です。
17	検査結果等の確認	本人確認のための身分証明書等は、どのようなものがありますか。	本人確認が可能であるならば、公的な書類に限定されません。運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、学生証等でも可能です。
18	検査結果等の確認	対象者全員検査を適用するイベントについて、イベント参加者全員の検査結果を確認する必要がありますか。人数制限が緩和される部分の参加者のみ、検査結果を確認すればよいですか。また、人数制限が緩和される部分の参加者とそうでない参加者について、ゾーニング（緩和される部分の参加者とそうでない参加者の座席等を分けること）は必要ですか。	対象者全員検査の適用により緩和される部分（緊急事態措置区域：1万人を超える参加者数分）について、検査結果を確認してください。 なお、主催者の判断で参加者全員に対して確認を行うことを妨げるものではありません。対象者全員検査等の適用にあたって、ゾーニングの実施を求めてはなりません。 なお、主催者の判断でゾーニングを行うことを妨げるものではありません。
19	検査結果等の確認	12歳未満の児童について、検査が必要ですか。	行動制限の緩和を受ける場合、原則6歳以上12歳未満の児童については、陰性の検査結果の確認が必要です。 なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要としております。

No.	分類	質問	回答
20	検査結果等の確認	12歳未満の児童についての本人確認及び年齢確認は、何により確認すればよいですか。	12歳未満の児童の本人確認及び年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認を行ってください。
21	検査結果等の確認	スタッフ（イベントスタッフ・演者等）についても、検査結果の確認が必要ですか。	対象者全員検査は、イベントの参加者について、検査結果の確認を行った上で制限緩和を行うものであり、スタッフなど事業者に求めるものではありません。
22	検査結果等の確認	参加者から無料検査を受けたいと言われた場合、どこを案内すればよいですか。	対象者全員検査登録イベントの参加者は「ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査」を無料で利用できます。検査を受けられる薬局等の検査機関については、県ホームページのほか栃木県薬剤師会のホームページで公表しています。